2026/8/1

短期入所生活介護事業所埼玉さくらんぼⅡ番館　運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人敬寿会が開設する短期入所施設生活介護埼玉さくらんぼⅡ番館（以下「事業所」という）の適切な運営を確保するために、本体施設の機能を活かしたサテライト型施設として、人員、設備及び運営に関する事項を定め、事業所で短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたる従業者（以下「従業員」という）が、要支援及び要介護状態にある高齢者に対して適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条

（１）　事業所の従業員は、要介護者に対しては、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各ユニットにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（２）　事業所の従業員は、要支援者に対しては、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、各ユニットにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指す。

（３）　事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）事業所の名称　　短期入所生活介護事業所埼玉さくらんぼⅡ番館

（２）事業所の所在地　埼玉県さいたま市南区大字太田窪３５１６－１７

（３）本体施設　　特別養護老人ホーム　埼玉さくらんぼⅠ番館

（４）施設の所在地　　埼玉県さいたま市大字太田窪３５０４－３

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１人（本体施設と兼務）

従業員の管理及び業務の把握を一元的に行う責務と、従業員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。また地域住民との連絡及び協力を行う等の交流に努めるものとする。

（２）医師　１人（特養Ⅱ番館）

利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

（３）生活相談員　１人以上（特養Ⅱ番館）

事業計画立案や利用者及び家族の必要な相談・連絡に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所、医療機関等の他の機関との連携を行う。

（４）看護職員　１人以上（特養Ⅱ番館）

利用者の心身の状況に応じ、健康管理、服薬管理、医療的対応等看護サービスを提供する。

（５）介護職員　４人以上

利用者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

（６）機能訓練指導員　１人以上（特養Ⅱ番館）

利用者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。

（７）管理栄養士　１人以上　（本体施設と兼務）

利用者の栄養や身体の状況、嗜好を考慮した献立作成と栄養指導、厨房等の衛生管理に従事する。

（利用者の定員）

第５条　利用者の定員は、１０名とする。

２　ユニット数及びユニット毎の定員は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）ユニット数　１ユニット

（２）ユニットの定員　１０名

（指定短期入所生活介護の内容）

第６条　指定短期入所生活介護（以下「介護サービス」という。）の内容は、次のとおりとする。

（１）生活指導（相談援助等）

（２）機能訓練（日常動作訓練）

（３）介護サービス

（４）健康状態の確認

（５）送迎

（６）給食サービス

（７）入浴サービス

（８）その他利用者に対する便宜の提供

（利用料その他の費用の額）

第７条　介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、提供するサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合を利用料とする。

２　事業者は、前項の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるもの

とする。

（1）居住費　基本負担額　種別：個室　負担額：2,360 円

（2）食　費　基本負担額　1,655 円　朝食 460 円　昼食 755 円　夕食 440 円

（3）次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から１キロメートル毎に 20 円

（4）おやつ　基本負担額　厨房提供おやつ　１日あたり　85 円

（5）テレビ視聴料　視聴する方のみ１日 50 円

（6）その他、介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。理美容代カット 2,000 円

３　前項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

４　告示上の基準額が改正された場合は、新しい利用料を書面により説明する。

（通常の送迎の実施地域）

第８条　通常の送迎の実施地域は、さいたま市南区全域・緑区（太田窪、原山、中尾東浦和）・浦和区（東仲町、岸町、元町、瀬崎、高砂）と隣接する川口市（川口市芝、柳崎、北園町、伊刈、小谷場、芝西２、芝塚原２、芝坂下、芝東町）とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第９条　事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

（１）利用者が外出、外泊しようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

（２）利用者は、次の事項を守らなければならない。

①　事業所内において、政治活動、宗教活動を行ってはならない。

②　事業所内に危険物を持ち込んではならない。

③　指定された居室は勝手に変更してはならない。

④　所持金その他の貴重品については、利用者等の保管を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することが出来る。

（非常災害対策）

第 10 条　防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練、夜間訓練を、地域消防署の協力を得た上で、年２回以上実施する。

２　事業者は、非常災害に関する具体的計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、地域の消防団や地域住民との連携を図りながら、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

（緊急時における対応方法）

第 11 条　従業員は、介護サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（感染症対策の強化・衛生管理等）

第 12 条　事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

２　事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

（１）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。

（２）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に開催すること。

（４）感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すこと。

また、日頃から従業員の健康管理を徹底し、従業員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、利用者及び従業員に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図ること。

（身体拘束の制限）

第 13 条　従業者は、介護サービスの提供あたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（個人情報の保護）

第 14 条

（１）事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

（２）事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

（苦情等への対応）

第 15 条　事業所は、介護サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

２　事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。

３　事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

４　事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いも行わない。

（地域との連携）

第 16 条　事業所は、地域又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

２　事業所は、利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等市町村との連携に努めるとともに、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て、市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（事故発生時の対応）

第 17 条　事業所は、介護サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

（１）事故発生防止のための指針を整備すること。

（２）事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の事実及びその分析を通じた改善策を従業員に周知する体制を整備すること。

（３）事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。

（４）措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

２　事業所は事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

４　事業所は、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第 18 条　入居者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

２　虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずることとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
② 虐待の防止のための指針を整備する。
③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

（その他運営に関する重要事項）

第 19 条　事業者は、従業員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を確保することに努めるものとする。

２　従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

３　従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成２４年　９月　１日から施行する。
この規程は、平成２６年　２月　１日から施行する。
この規程は、平成２６年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　８月　１日から施行する。
この規程は、平成２９年１０月　１日から施行する。
この規程は、令和　元年１０月　１日から施行する。
この規程は、令和　３年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　３年１１月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年　８月　１日から施行する。
この規程は、令和　７年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　８年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　８年　８月　１日から施行する。